

外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応について

本学では、平成18年度に教育及び研究活動状況等について自己点検・評価を実施しました。さらに、この結果に対する現状認識を深めるため外部有識者からの検証を受けました。

これらの結果を真摯に受けとめ、改善に繋げるべく検討を進め、その結果を以下のとおりまとめました。

今後は、検討結果に沿って取り組むことはもとより、教育研究の質の向上と大学運営の改善に努め、国立大学としての社会からの負託に応えていく所存です。

1. 外部評価に基づく事項

事項	対応
博士の学位取得状況については、学位取得基準などを踏まえたうえで、標準修業年限では取得しない者が多い実状をどう評価するか、分析の方向性を明確にされたい。	博士学位の授与については「京都工芸繊維大学における博士の学位授与に関する内規」及び「京都工芸繊維大学における博士の学位授与に関する内規の運用方針」を定めて実施している。 また、標準修業年限内で学位を取得しないものが存在していることについては、社会状況等も含め、多角的に分析・評価を行い、社会人学生に対しては新たな履修コースを設けた。
スタディーアドバイザー制度に関する実績データを整理されたい。実施した支援策の効果を測り、次の改善策の検討を進めるために、また、今後の大学評価への対応としても必要となることから、学習支援に関する実績データを整理されたい。	平成18年度、平成19年度の学生相談実績(オフィスアワー、スタディー・アドバイザー)を相談内容毎、学生の所属毎に整理した。学生相談の効果を測り、改善策を検討するために平成20年度以降も継続して学生相談実績をとりまとめる。
5年次以上の学生に対する効果的な履修指導を具体化されたい。	5年次以上の学生のうち卒業研究等履修者については、各課程及び指導教員による履修指導を実施している。また、5年次以上の学生のうち卒業研究等未履修者については、「スタディーアドバイザー制度」を核として履修指導・支援を実施している。
非常勤講師担当科目について、教育上の必要性和コストの両面から、その増減についての検討を進め、方向性を明確にされたい。	平成20年度非常勤講師の具体的な任用計画及び平成21年度以降の非常勤講師任用計画に係る指針の策定については、総合教育センター運営委員会で発議・審議している。これを受けて、学部については課程長等会議を経て各課程、大学院については専攻長等会議を経て各専攻で、教育上の必要性和コストの両面から平成20年度分について精査・見直しを行った。平成21年度以降についても引き続き検討を行っていく。併せて、平成20年2月に工芸科学部教務委員会に言語教育専門部会を設置し、言語教育に係る教育上の必要性和コストの両面からの任用指針の策定作業等を開始している。

2. 自己点検・評価に基づく事項

事項	対応
<p>「大学の理念」をより効果的に浸透させるため、「環境方針」、「知的財産ポリシー」、「人事基本方針」、「キャンパスマスタープラン」等の全学的な活動指針や学内規則とも関連付けた広報に取り組みたい。</p>	<p>平成19年度当初から広報活動全般を見直し、11月には6項目からなる広報ポリシーを制定し、全学的な広報活動の指針とすると共に、これまでの広報活動実績をまとめ、ホームページへのアクセス数、広報誌の発行・配付状況、新聞への掲載数、文教ニュースへの掲載数などを役員連絡会に報告した。また、平成20年3月に専門家を招へいして講演会を開催し、広報研修を行った。大学理念の浸透という点では、学長裁量経費により大学の紹介誌並びに手帳型大学案内(ポケットガイド)を製作し、これらの配布を通じて、学内外への浸透を図る。</p>
<p>大学院設置基準の改正(平成19年4月1日施行)により、「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を学則等に定め公表するものとする。」と規定されたことに対応されたい。</p>	<p>「大学院工芸科学研究科履修規則」の「教育課程」に係る条文及び別表に専攻毎の「教育研究上の目的」を明記・規定する改正を行い、平成19年4月に実施した。併せて、年度初めに学生向けに配付する「大学院履修要項」に「教育研究の目的」項を新たに設けて、公表・周知している。</p>
<p>大学院設置基準の改正(平成19年4月1日施行)により、「大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。」、「大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」と規定されたことに伴い、「大学院履修要項」及び「シラバス」の充実、さらに研究指導方法の明文化に努められたい。</p>	<p>既に平成18年の夏に総合教育センター教育評価・FD部会で検討し、今年度4月から履行している。また、学部についても大学設置基準の改正(平成20年4月1日施行)に対応すべく、必要な措置を講じている。</p>
<p>学生の満足度が、教育の成果や効果を検証し改善に繋げるための指標として今後必要となるため、数値化するよう努められたい。</p>	<p>今年度より出口調査を行い、学生の満足度を調査している。在学生の教育に対する満足度については授業アンケート実施の際、一部、該当する項目を設け把握に努めている。併せて、生活実態調査の際にも満足度を調査した。これらは全て数値化されている。</p>
<p>学外者からの意見聴取機会について、現在実施している「教育懇談会」、「卒業生との懇談会」とは別に卒業生の就職先からの意見聴取も加えられたい。</p>	<p>総合教育センター教育評価・FD部会で、教育研究組織の改組後の2年間の教育効果についての報告書のとりまとめを進めており、これをもとに4月早々に企業等から意見聴取を行う。</p>

事項	対応
<p>「ティーチングアシスタント」及び「技術職員」に対するFD活動として、教育支援者としての研修を行うよう、組織的に取り組まれない。</p>	<p>ティーチングアシスタントに対して、課程毎に研修を実施している。これまでのATECセンター（高度技術支援センター）の活動は、学生の実験・実習の支援、教育研究センターにおける特定業務、教員研究室における研究支援業務に大別される。こうした業務内容に鑑み、ATECセンターの研修活動は、学内外の研修を通じて安全衛生法に基づく資格取得、ATEC事業計画に基づく資格取得など、技術の向上を図るための研修の役割が主であった。その成果は、毎年技術報告集として出版配布している。また、教育支援者としての活動では、安全の手引きやISO活動を通じて全学的な教育支援に努めている。今回の指摘は、工科系大学としての専門業務に基づく個人技能の向上を図る研修だけでなく、より直接的に教育支援者としての研修を組織的に行うべきであるという指摘である。これを受けて、3月21日に実施した恒例の教員FD研修会に参加。実験・実習に携わった技術職員各自の報告書に基づいた教育研修を行い、その結果を今年度の技術報告集に掲載した。さらに、次年度のATECセンターの活動計画、研修計画にFDを盛り込むこととした。</p>
<p>「外国人留学生」、「編入学生」及び「社会人学生」に対する入学前教育及び入学後の教育においても学修支援を充実されたい。</p>	<p>「社会人学生」が多い夜間主コース学生に対しては、平成17年度までは学科毎に、また、平成18年度からは先端科学技術課程に集約して、入学後にきめの細かい少人数教育を行っている。また、「外国人留学生」に対する入学後の教育における学修支援制度として、従来から、学生相互による学修相談・学修支援の窓口として「チューター制度」を設けている。「編入学生」に対しては、従来から、入学時に編入元での修得単位を本学での修得単位として認定する制度による学修支援を実施している。</p>
<p>入試広報について、全学的体制を充実されたい。</p>	<p>これまでのところ、入試広報は、高校生の見学受け入れ、出前授業に加え、地域別入試フェアへの参加、高校訪問、年2回の高校教員との入試研究会、年2回のオープンキャンパス、ホームページの入試情報の改訂、アジア各国での留学フェアへの参加、個別訪問を実施する、などが主たる活動であった。こうした活動は具体的な成果を上げており、入試倍率の上昇、オープンキャンパス参加者数の増加、ホームページへのアクセス数の増加などに表れている。指摘事項の具体策としては、平成16年度に入試委員会の役割が明確にされ、平成18年度に入試関連の規則と要項が整備され、アドミッションセンター運営会議のメンバーに各部門長が入ることになり、全学体制が取れる条件が整った。平成19年度にはこの利点を活かして、運営会議メンバーでチームを形成して、次年度に新規導入される3年次編入推薦枠に対する高専訪問を展開してきた。今後は、大学広報と入試情報を組み合わせた配布資料を整理し、訪問前に研修を行って、広報内容の統一化を目指す。</p>
<p>現状では、研究に関する評価について、論文数、著書数、受賞数、特許数、外部資金額を評価指標の基本としているが、より具体的な指標相互の互換性や専攻特性を反映した基準は、専攻内申しあわせの段階にとどまっている。全学的な共通認識につながるよう、取組みを進められたい。</p>	<p>平成18年4月の改組に伴い、学域毎に博士後期課程の主任指導教授及び担当教員の選定のための指標の一つとして研究成果の基準案を設定した。また、教員の教育及び研究に関する活動状況については、平成18年度より大学評価基礎データベースに蓄積されており、教員の研究活動の状況を俯瞰できる環境が整備されつつある。今後、検討機関を定め、学域ごとに設定された研究成果の基準案と大学評価基礎データベースに蓄積された教員の研究活動をもとに、より具体的な指標相互の互換性、研究分野の特性を反映した評価基準の検討を行うこととした。</p>

事項	対応
<p>教員の業績評価について、研究業績のみに偏ることなく、教員の専門特性や教育分野に応じた評価基準とするよう、議論を深められたい。</p>	<p>平成18年度より、教員は原則大学院研究科に属することとなり、大学院担当を基本とすることから博士後期課程主任指導の担当基準が教員人事において、実質的な効力を持つようになった。定性的な側面は教員選考基準により判断されるが、定量的な側面や論文の水準については研究科教授会が選出した選考委員会の判断によることとしている。</p> <p>専攻単位では、博士前期課程の2専攻、博士後期課程の2専攻において内部基準を設けている。</p> <p>今後、検討機関を定め、研究科として専門特性や教育分野に応じた、研究業績に偏しない具体的な評価基準に関する議論を深めていく。</p>
<p>学生及び教員定員に基づく基準面積に則した面積配分の実現に向けて、一層努力されたい。また、現行の施設管理システムを活用し、安全管理センターや安全衛生委員会との連携により総合的な施設利用システムを確立されるよう取り組まれたい。</p>	<p>1「基準面積に基づく配分面積の実現」 この指摘事項には、実質的に「基準面積の実現」「ゾーニングの実現」「学科別の利用面積の平準化」という3つの要素が含まれている。 平成19年11月16日に懸案となっていた本学の面積基準を制定し、平成20年3月末に、耐震改修工事を契機に上記3要素ともに改善を実現した。 基準面積は、准教授、助教、大学院生室など若手研究者の自立的な研究環境の確保のため必要であり、2号館北棟では、専門別の内部ゾーニング、院生室、ゼミ室、個室研究室の整備を行い、不足面積分の50%程度を回復した。平成20年度も引き続き耐震改修工事を契機に、標記事項の実現に努める。</p> <p>なお、この指摘事項は、本省からの指導でもあり、施設概算要求の要件としての学内基準の制定を促す意味をもつ。平成19年秋に本学の制度が整備されたという本省からの認定を得ており、その結果（施設マネジメントに関する全学体制、既存スペースの有効活用、施設の維持管理、新たな整備手法、適正な施設整備の執行、事後評価、施設整備計画との整合性、事業の必要性、教育研究の活性化、コスト縮減）10項目すべてがa評価となり、総合判定S評価を得ることができた。この成果は平成19年度補正予算の措置につながったものと判断している。</p> <p>2「安全衛生委員会、安全管理センター、環境・施設委員会の連携」 すでに平成19年4月以降、委員会の活動内容を整理することにより、この件の対応に努めている。すなわち、曖昧な連携（もたれ合い）ではなく、3委員会の役割と責任を明確にすることによって、連携機能を発揮する方向で整理した。同時に、事務担当課を施設マネジメント課に一元化するとともに、1名の担当理事が三者を統括することにより、業務運営の連携強化に努めている。</p> <p>安全衛生委員会は、労働安全衛生法に基づき、主としてヒトの面から安全と衛生を確保するための活動を行う。毎月定例会議を開き、学内見回りを行っている。安全管理センターは、毒物劇物取締法に基づき、主としてモノの面から化学物質の安全管理を重点的に行っている。</p> <p>連携事例としては、平成19年11月に行われた京都上労働基準監督署の立ち入り調査が行われたが、施設マネジメント課を幹事とし、各委員会及び各課が連携して対応することにより、与えられた調査項目10件ともに一定の了解が得られた。</p> <p>課題は、安全衛生の概念が広がり、精神衛生に重点が移動していることに伴い、安全衛生委員会主催の「心の健康づくり」の講演会を実施したが、相前後して、学生支援センターやハラスメント委員会でも似通ったテーマの講演会が開催されており、スケジュールや役割分担を含めた整理が必要。</p> <p>しかし、現行の施設管理システムの活用に関する指摘事項については、平成19年度に火元責任者を始めとする全学的なデータ改訂を行ったばかりだが、平成20年度も全学に亘る施設改修工事が進行中であり、今後、施設利用者が大幅に変更になるため、改修工事が一段落するまで休止し、平成21年度以降に改めて整備したい。</p>